

障 福 第 2459 号
令和 8 年 2 月 24 日

町会・自治会長 様

習志野市 健康福祉部長

障がい者グループホーム等における「地域連携推進会議」への出席のご協力について(依頼)

日頃より本市福祉行政にご理解とご協力いただき、感謝申し上げます。

令和 7 年 4 月より、障がい者グループホーム等を運営する事業者は「地域連携推進会議」の開催と「事業所(住居)を見学する機会を設けること」が義務付けられております。

この目的は、障がい者グループホームについて、事業運営の透明性を高め、サービスの質の確保や利用者と地域との関係づくり等につなげることです。

つきましては、連合町会長より皆様に会議への出席等の依頼がありましたら、ぜひ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

地域連携推進会議の概要等につきましては、下記のご確認をお願いいたします。

記

障がい者グループホームの概要

障がい者グループホームとは、身体、知的、精神障がい等の障がいのある方が、必要な支援やサポートを受けながら、暮らす「住まい」のことで、障害者総合支援法で定められている障害福祉サービスのひとつです。

入居者のほかに、食事・入浴・排泄などの準備やお手伝い、お金の管理などをサポートする世話人や、身のまわりのサポートを行う生活支援員が日常生活を支援しています。

グループホームは単なる生活支援の場ではなく、障がいのある方が地域で暮らすために必要な生活を支え、人生をより豊かにする「住まい」です。

地域連携推進会議の概要

1.目的

- ・利用者と地域との関係づくり
- ・地域の人への事業所(グループホーム)や利用者に関する理解の促進
- ・事業所(グループホーム)やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

2.開催頻度

- ・おおむね1年に1回以上(事業所が主体となって開催)

3.議題

- ・事業や施設の紹介、運営状況等の報告
- ・利用者の日常生活や支援者(職員)の様子
- ・地域からの要望、助言の共有
- ・地域行事の案内など

4.構成委員

- ・利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見を有する者、市町村の担当者など
- ※地域の関係者:町会・自治会などの地域団体、民生委員・児童委員、商店街の方など

5 その他

地域連携推進会議の詳細は、下記QRコードよりご覧ください。

厚生労働省HP「地域連携推進会議の手引き」



問合せ先:習志野市 障がい福祉課 企画係
電話:047-451-1151(内線 215)